

(参考) 受給権者の申出による支給停止の仕組みの創設(平成19(2007)年4月施行)

- 年金を受給することは、現役時代に保険料納付したことに伴って発生する権利であるが、受給期に自らの判断で受給をしないという選択は十分に認められておりませんでした。

■新たな仕組み

- 平成16年の年金制度改正で新たに創設されることになった支給停止の仕組みは、次のような内容です。
  - ① 年金給付の受給権者は、その申し出により、全額の実給停止の措置を受けられます。
  - ② 在職老齢年金制度などにより、すでに一部支給停止されている場合は、支給停止されていない部分の実給停止となります。
  - ③ 申し出による支給停止はいつでも撤回することができます。この場合、将来に向かって効力が発生するので、撤回前の期間について、さかのぼって給付が行われることとはなりません。